岩国市スマート林業支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和６年４月１日

岩国市長　福　田　良　彦

　　　岩国市スマート林業支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、森林整備の促進及び森林管理の適正化を図るため、ＩＣＴ等の先端技術を活用した機器等（以下「機器等」という。）を導入する林業経営体に対し、予算の範囲内で岩国市スマート林業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす林業経営体（自己又は他人の保有する森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている森林組合等法人及び個人事業主（自伐林家及び自伐型林業事業者を含む。）をいう。以下同じ。）とする。

⑴　市内に事業所を有すること。

⑵　市税の滞納がないこと。

⑶　森林法（昭和26年法律第249号）第５条に規定する地域森林計画における市内の対象森林において、補助金の申請年度内に、適法に測量及び間伐等の伐採を行う見込みがあること。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、林業の低コスト化、省力化及び高度化を図るため、次に掲げる機器等を導入し、測量及び間伐等の伐採を行う事業とする。

⑴　森林の現状を示す位置図若しくは現況写真又は施業の内容若しくは効果等の情報を記載した伐採計画の作成が可能な施業提案ソフトウェア

⑵　スマートフォン、タブレット端末等を利用したデータ入力により、原木の検知場所、品又は数量（材積、径級、本数等をいう。）等の検知データの作成が可能な木材検収ソフトウェア

⑶　パソコン、タブレット端末等を利用して設計条件に応じた線形、測点等を自動提示することにより、一定の水準の線形案の作成が可能な路網設計支援ソフトウェア

⑷　単木の集計、施業シミュレーション又は路網計画の作成が可能な３次元表示システム

⑸　樹林内においても高精度の測位が可能なＧＮＳＳ測量機器

⑹　その他市長が認めるもの

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる機器等の購入に要する費用とし、消費税及び地方消費税を除くものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、同一年度内に１林業経営体当たり100万円を限度とする。ただし、国、山口県その他地方公共団体等による同様の補助金等の交付を受けているときは、補助対象経費からこれを除くものとする。

２　前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩国市スマート林業支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　岩国市スマート林業支援事業計画書（様式第２号）

⑵　機器等の導入に要する費用の内訳が明記されている見積書の写し

⑶　機器等のカタログの写し

⑷　市税の滞納がないことを証する書類

⑸　森林整備実施計画書（様式第３号）

⑹　機器等金額集計表（様式第４号）

⑺　その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、岩国市スマート林業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、適当でないと認めたときは、岩国市スマート林業支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、岩国市スマート林業支援事業変更承認申請書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、事業の内容の変更を承認し、岩国市スマート林業支援事業変更承認通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、前項の審査の結果、適当でないと認めたときは、岩国市スマート林業支援事業変更不承認通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、事業が完了したときは、岩国市スマート林業支援事業費補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　岩国市スマート林業支援事業実績書（様式第11号）

⑵　導入した機器等の写真

⑶　機器等の納品証明書

⑷　森林整備実施報告書（様式第12号）

⑸　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、岩国市スマート林業支援事業費補助金確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、岩国市スマート林業支援事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条　市長は、補助事業者が岩国市補助金等交付規則第18条第１項各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　事業を中止し、又は廃止したとき。

⑵　補助事業者が第２条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（補助金の返還）

第13条　市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（機器等の処分等）

第14条　補助事業者は、事業により取得した機器等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。